

令和6年能登半島地震 災害ボランティア活動費等助成事業実施要項

みえ災害ボランティア支援センターでは、令和6年能登半島地震での被災者を支援するため、三重県内の団体等が災害ボランティア活動を行う場合の活動費等の一部を助成します。【第2次募集分100万円】

- ボランティア活動の実施を検討される場合は、被災地の負担にならないよう情報収集はホームページ等で行い、被災自治体等への電話やメール等でのお問い合わせはお控えください。
- 被災地の市町村や支援団体等と連携を図ったうえで活動を計画してください。
- 炊き出し等の支援は、各自治体のフォームで事前登録を行い、必ず、各市町村等の窓口と調整のうえ、行ってください。

1 助成金額

1 団体あたり 10 万円を上限とする

※対象期間内の申し込みは 1 団体 1 回に限る

※第1次募集分において助成を受けた団体の応募も可能

※他の助成制度との併用は認めるが、同一の助成対象経費に対し助成金を二重に受け取ることはできない

◆本助成は、多くの県民、団体等のみなさまからお寄せいただいた、みえ災害ボランティア支援センターボランティア活動支援金によって行われるものです。

2 助成対象団体

次の(1)～(4)のすべての要件を満たすこと

- (1) 三重県内に拠点を置く、被災者支援活動を行う団体等(NPO・ボランティア団体ほか、各種団体等)であること
- (2) 定款や規約等が整備されているなど、組織化された団体等であること
- (3) 代表者の年齢が18歳以上であること(年齢は申請時点)
- (4) 団体の構成員が反社会的勢力と関わりがないこと

3 助成要件

次の（１）～（６）のすべての要件を満たすこと

- （１）次のいずれかの活動であること
 - ①被災地ニーズに沿った支援活動（炊き出し、家屋の片づけ等）
 - ②石川県内及び三重県等で広域避難されている方への支援活動（高齢者、子ども、外国人、福祉・介護、ペット関連、生活支援等）※業務で被災者支援活動を行う場合、宗教活動・政治活動を目的とする場合及び受益者負担を求める活動を行う場合は、対象外
- （２）現地災害ボランティアセンターや市町村社会福祉協議会、県・市町村災害対策本部、被災者支援を行うNPO 団体等と必要な連携を図り、活動証明（受入決定）を得られる活動であること
- （３）被災地または広域避難場所における災害ボランティア活動が実動2日以上であること
- （４）自己責任・自己完結を徹底し、現地における活動調整、健康・安全管理は自らの責任で行うこと（食料・飲み水、宿泊場所、移動手段、活動に必要な資機材等は、ご自身で事前に確保してください）
- （５）活動者全員が、ボランティア活動保険に加入していること
- （６）感染リスクを拡大しないよう適切な配慮をして活動を行うこと

4 助成対象経費

- （１）活動費
支援活動に必要な物品、資機材、消耗品の購入費、印刷製本費等
- （２）旅費
 - ア 公共交通機関運賃（実費） 【別表1】
 - イ 自家用車の燃料代 【別表2】
 - ウ 高速道路利用料（実費） 【別表2】
 - エ レンタカー利用料（実費）
 - オ 宿泊費（実費。ただし1人1泊当たり5,000円/日を上限とする）

【別表1】公共交通機関

交通費（公共交通機関）		
利用区間	JR・私鉄	バス
100km 未満	運賃	運賃
100km 以上	運賃+特急	運賃

【別表 2】 自家用車等

交通費（自家用車利用）			
移動距離(片道)	燃料代	高速道路利用料	駐車料金
50km 未満	23 円/km		実費
50km 以上	23 円/km	実費	実費

【留意事項】

※出発地から被災地（現地災害ボランティアセンターや活動場所）までの合理的かつ経済的な往復経路に係る交通費を対象とします。

※高速道路利用料は、申請による減免が受けられない場合に限りです。

※高速道路利用時は、合理的かつ経済的な距離計算による最短ルートでの利用料金とし、途中下車による増嵩料金は対象外とします。ただし、高速道路が寸断される等、特別な事情がある場合は、対象とします。

※宿泊費には、食事代は含めないものとします。ボランティア用の臨時施設など領収書の出ない場合は、拠出した費用が分かる資料を提出してください。

5 対象期間

令和6年1月1日（月）から令和6年6月30日（日）まで
 （現地での実動が上記範囲内に2日以上あれば、出発・帰着日は問いません）

※ただし、第1次募集分で助成を受けた団体については、令和6年4月1日（月）から令和6年6月30日（日）までを対象期間とします。

6 エントリー受付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年6月14日（金）まで

※エントリーは先着順に受け付けます。期間内であっても、予算額に達し次第、募集を終了させていただくことがあります。

※必ず活動前に、エントリーフォームにより申し込みを行ってください。

※なお、受付期間前（1月1日から3月31日）に行った支援活動を申請する場合は、速やかにエントリーをしてください。

※対象期間内の申し込みは1団体1回に限りますので、対象期間内に予定している活動は、まとめてエントリーしてください。

※受付期間内にエントリーがない場合は、助成ができません。

7 申請・交付の流れ



(1) エントリー

必ず活動前に、以下のフォームによりエントリーを行ってください。
エントリー用フォーム <https://logoform.jp/form/8vMX/485437>

(2) エントリー受領連絡

エントリーを受け付けると、入力されたメールアドレスあてに受付完了通知が自動送信されます。後日、事務局にてエントリー内容を確認し、メールで注意事項等をご連絡します。

(3) 支援活動

上記の連絡を受けた団体等は、支援活動を実施してください。

※助成金交付申請時に提出いただく「助成金交付申請書及び実績報告書（様式1）」には、活動時の写真の添付が必要です。活動の様子を写真に記録してください。

※エントリーの内容から大きく変更があった場合は、ご連絡ください。

(4) 助成金交付申請書提出

活動終了後 10 日以内に以下の 5 点の書類を、事務局あてに、郵送又はご持参ください。期限を過ぎても書類の提出がない場合は、助成金を交付できない場合がありますので、必ず期限内にご提出ください。

① 助成金交付申請書及び実績報告書（様式1）

② ボランティア活動証明書（参考様式）

・現地ボランティアセンターまたは被災地支援を行う NPO 団体等が発行したもの（活動日・活動日数・人数等が確認できること）

③ 定款又は規約等

④ 助成の対象経費（1）活動費（2）旅費の領収書・明細書のコピー

⑤ 口座振込依頼書（様式2）

※活動の様子がわかる SNS 投稿などのアドレスも、ぜひ情報提供をお願いします。

【郵送・持参先】

〒514-0009 三重県津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階
みえ県民交流センター内 みえ災害ボランティア支援センター事務局
（三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 NPO 班）
（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）

(5) 申請内容を事務局で審査したのち、ご申請後 1 ヶ月以内をめどに交付決定を通知し、申請者の指定する口座へ入金いたします。

8 備考

- (1) 審査の結果、事業が助成に適さないと判断した場合は、助成できない場合があります。
- (2) ボランティア活動証明書については、発行元に確認の問合せをさせていただくことがあります。
- (3) 交付申請時にいただいた報告資料等は、本事業報告書に使用させていただく場合がありますのでご了承ください。
- (4) ご提供頂いた個人情報・団体情報は、みえ災害ボランティア支援センター事務局にて適正に管理し、本事業の他、今後の災害発生時や平時からのネットワークづくりに活用させていただく場合があります。
- (5) 対象期間内で複数回活動する場合は、現地での活動日数を合算できます。(例：現地での活動が4/18、5/2の場合 実働2日となります。)
- (6) 天候等でやむを得ず活動中止になった場合も、現地での活動日数にカウントしますので、ボランティア活動証明書を発行いただくようお願いいたします。

9 お問い合わせ

みえ災害ボランティア支援センター事務局

(三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 NPO 班)

〒514-0009 三重県津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階

みえ県民交流センター内

TEL 059-222-5981 E-mail noto.mvsc@gmail.com

(平日8時30分から17時15分まで)

◆ みえ災害ボランティア支援センターとは

- 災害発生時に設置され、以下の幹事団体が官民協働で運営します。
 - ・ 特定非営利活動法人 みえ防災市民会議
 - ・ 特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター
 - ・ 三重県ボランティア連絡協議会
 - ・ 公益社団法人日本青年会議所 東海地区 三重ブロック協議会
 - ・ 日本赤十字社 三重県支部
 - ・ 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
 - ・ 三重県 (ダイバーシティ社会推進課、災害対策推進課、地域福祉課)